電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）　新旧対照表

改正案	現行
電波法関係手数料令 （昭和三十三年十一月四日） （政令第三百七号） （無線局の免許申請手数料） 第二条　（略） ３　前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従って開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許（再免許を除く。次項において同じ。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあっては次の甲表による額とし、移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）の免許を申請する場合にあっては次の乙表による額とする。	電波法関係手数料令 （昭和三十三年十一月四日） （政令第三百七号） （無線局の免許申請手数料） 第二条　（略） ３　前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従って開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許（再免許を除く。次項において同じ。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

改正案

甲表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	一ワット以下のもの	二、九〇〇
二	一ワットを超え五ワット以下のもの	三、五五〇
三	五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、四〇〇
四	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、八〇〇
五	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇

現行

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	一ワット以下のもの	二、九〇〇
二	一ワットを超え五ワット以下のもの	三、五五〇
三	五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、四〇〇
四	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、八〇〇
五	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇

改正案

乙表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	七、七〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二〇、八〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	二七、九〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	四八、三〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六六、七〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八一、二〇〇

4　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の甲表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」と、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二一、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一、二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条　法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動

現行

（新設）

4　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条　法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（情報

改　正　案	現　行
受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあっては、一七四、一〇〇円）とする。	通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合にあっては、一三六、八〇〇円）とする。
2　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。	（新設）